

実効的な独占禁止法 コンプライアンスプログラム \\ミニ/ 整備・運用のためのガイド

企業価値の維持・向上のために



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

はじめに

日本を取り巻く経済社会情勢は、
経済のグローバル化やデジタル化が世界規模で進展する中で、
少子高齢化やそれに伴う人口減少等の問題に直面するなど、
大きく変化してきています。

このような中で、我が国経済が引き続き成長していくためには、
市場における公正かつ自由な競争を一層促進し、
企業のイノベーション活動を促す等の取組が極めて重要です。

我が国の市場における公正かつ自由な競争を促進していくためには、
**独占禁止法の厳正な執行によって独占禁止法違反行為を排除するとともに、
個々の企業等が独占禁止法に関するコンプライアンス**
（以下「独占禁止法コンプライアンス」といいます。）**を推進することにより、
競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現していくことが必要です。**



公正取引委員会は、
企業等による独占禁止法コンプライアンスに関する取組を支援する観点から、
令和5年12月、個々の企業が実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムを
整備・運用する際に参考となるベストプラクティスを整理したガイド

「**実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド**」

(以下「ガイド本体」といいます。)

を公表しました。

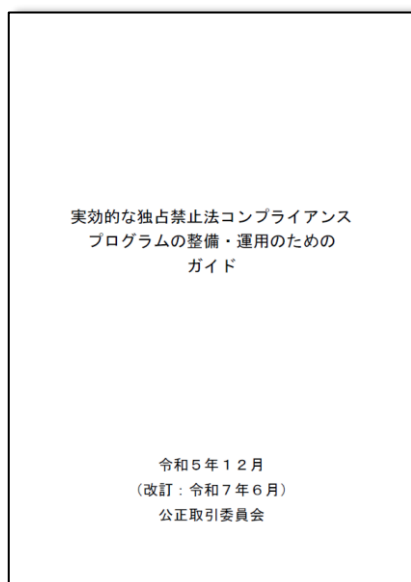
また、令和7年6月、新たに実施した実態調査の結果を踏まえ、
ガイド本体を改訂しました。

📄 ガイド本体

https://www.jftc.go.jp/dk/250620_compliance_tougoguide.pdf

📄 実態調査報告書

https://www.jftc.go.jp/dk/250620_compliance_tougohoukokusyo.pdf



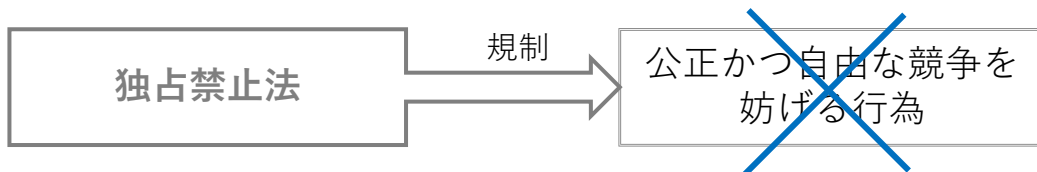
本ミニガイドは、ガイド本体の入門編にあたり、
独占禁止法コンプライアンスプログラムの全体像を簡潔に説明しています。

本ミニガイドが、皆様の実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの
整備・運用の一助となれば幸いです。

独占禁止法とは

独占禁止法とは

自由経済社会において、企業が守らなければならないルールを定め、
公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制する法律です。



独占禁止法の規制内容

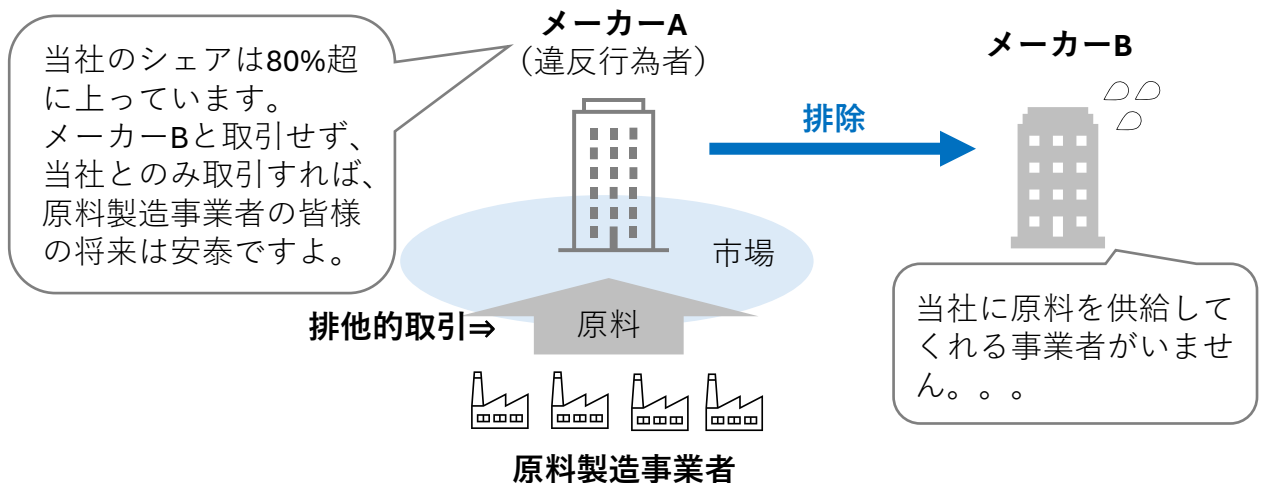
以下、主要な規制を簡単にご説明します。

私的独占の禁止

事業者が不当な手段によって市場の独占を図る行為（「私的独占」）は禁止されています。私的独占には下記の2類型があります。

排除型私的独占

事業者が単独又は他の事業者と共同して、排他的取引などの手段を用い、
競争相手を市場から排除して、市場を独占しようとする行為



支配型私的独占

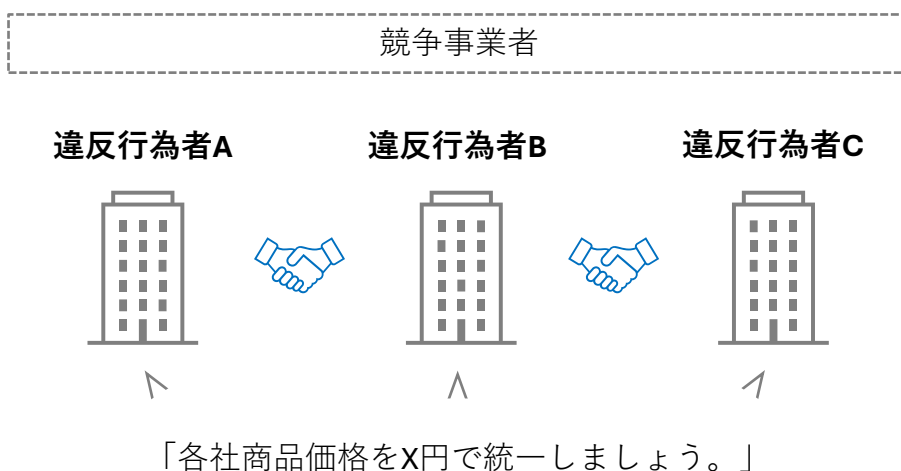
事業者が単独又は他の事業者と共同して、市場における地位を利用することなどにより、他の事業者の事業活動に制約を与えて、市場を支配しようとする行為

不当な取引制限の禁止

✓ 不当な取引制限（カルテルや入札談合等）は禁止されています。

カルテル

事業者又は業界団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決める行為



入札談合

入札参加事業者らが、国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札に際し、事前に、受注事業者や受注金額などを決めてしまう行為

独占禁止法とは

不公正な取引方法の禁止

✓ 不公正な取引方法は、

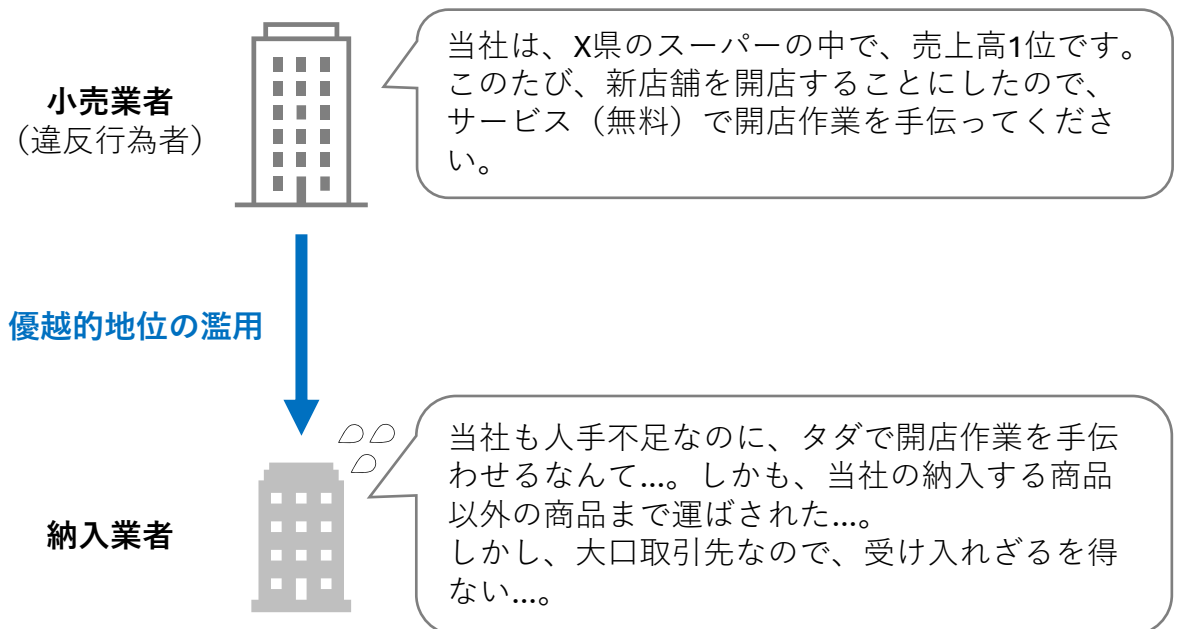
- ・ 自由な競争が制限されるおそれがあること
- ・ 競争手段が公正とはいえないこと
- ・ 自由な競争の基盤を侵害するおそれがあること

といった観点から、公正な競争を阻害するおそれがある場合に禁止されています。

✓ 具体的な行為としては以下のようなものがあります。

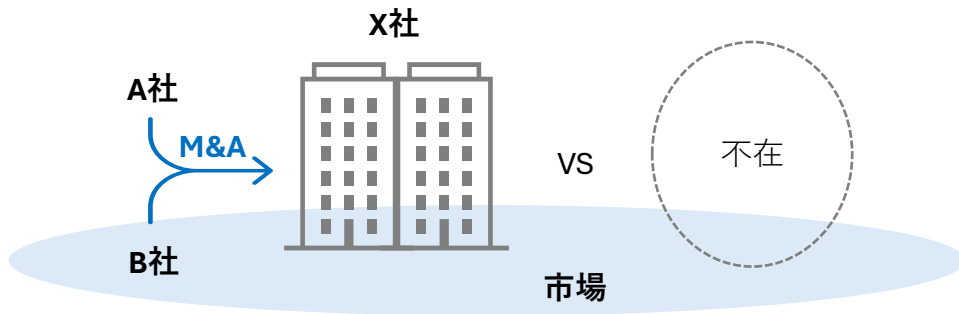
不当廉売	再販売価格の拘束	拘束条件付取引
優越的地位の濫用	取引妨害	共同ボイコット etc.

= 優越的地位の濫用の例 =



企業結合規制

- ✓ M&Aにより独立していた企業間に結合関係が生まれ、その企業グループが単独又は他と協調して、ある程度自由に価格等をコントロールできる状態となる場合、当該企業結合は禁止されることがあります。
- ✓ 一定の要件に該当する企業結合を行う場合、公正取引委員会に事前に届出を行うことが義務付けられています。



M&Aにより競争事業者が不在に



X社は、商品・サービスの価格を自由に決めることができることとなる



M&A禁止

独占禁止法コンプライアンスプログラム

「独占禁止法コンプライアンスプログラム」とは？

- ✓ 企業が独占禁止法に違反するリスクや独占禁止法に違反した場合に負担することとなる不利益を適切に回避・低減するための仕組み・取組のことをいいます。

プログラムの整備・運用を怠るリスクとは？

✦ 企業の成長発展の機会の喪失

✦ 評判・ブランドイメージのダウン



事業に大ダメージ！

✦ ステークホルダーからの信頼喪失

✦ 独占禁止法違反行為に対するペナルティ



注意！

以下は、誤解です！

「当社は、中小企業であるから、独占禁止法を守る必要はない。」

「当社は、市場シェアが低いから、独占禁止法を守る必要はない。」

**中小企業も、市場シェアの高くない企業も
独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備が重要です！**

プログラム整備・運用のメリットとは？

- ✓ 企業が実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムを整備・運用した場合のメリットは、次のとおりです。

企業の守りの強化

- ✓ 独占禁止法違反リスクを回避・低減
- ✓ 独占禁止法に違反した場合に負担することとなる直接的・間接的な不利益・損害を回避・低減



人・組織の力の向上

- ✓ 独占禁止法コンプライアンスに関する役職員の意識の向上
- ✓ 独占禁止法コンプライアンスを重視する文化・組織風土の醸成
- ✓ 役職員の誇り・自信・働きがい・企業への帰属意識・貢献意欲の向上
- ✓ 優秀な役職員の雇用の維持



企業の持続的な成長・発展

- ✓ 企業の競争力の向上
- ✓ 企業の評判・ブランドイメージの向上
- ✓ ステークホルダーからの信頼の向上
- ✓ 優秀な役職員の採用促進



独占禁止法コンプライアンスプログラム

「独占禁止法コンプライアンスプログラム」の構成要素は？

I 独占禁止法コンプライアンス全般

- 1 経営トップのコミットメントとイニシアティブ
- 2 自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応
- 3 独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用
- 4 組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分
- 5 企業グループとしての一体的な取組

II 違反行為を未然に防止するための具体的な施策

- 1 競争事業者との接触に関する社内ルールの整備・運用
- 2 独占禁止法に関する社内研修の実施
- 3 独占禁止法に関する相談体制の整備・運用
- 4 独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用

III 違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策

- 1 独占禁止法に関する監査の実施
- 2 内部通報制度の整備・運用
- 3 独占禁止法に関する社内リニエンシー制度の導入
- 4 独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応

IV プログラムの定期的な評価とアップデート



自社の実情や独占禁止法違反リスクに応じ、費用対効果が高いと思われる項目から優先的に取り組み、段階的に取組の範囲を広げていくことが重要です。



I

独占禁止法 コンプライアンス全般



各項目に関して、さらに詳しい情報は、
各ページ最下部記載のガイド本体の該当ページをご参照ください。

1

経営トップのコミットメントとイニシアティブ

Point

経営トップは、独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用に、**本気で**取り組んでいることを**自身の行動で**示しましょう。

取組① 役職員に対する明確なメッセージの発信

- ✓ 役職員に対し、いかなる独占禁止法違反も許容しない旨の明確なメッセージを発信しましょう。

取組② 権限とリソースの配分

- ✓ 独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用に関する取組の担当部門・担当者に十分な権限とリソースを配分しましょう。

取組③ ステークホルダーへの発信

- ✓ 経営トップによるメッセージを社外向けウェブサイトに掲載しましょう。

- ① 独占禁止法コンプライアンスの推進状況は、
社外のステークホルダーにとって重大な関心事となります。

メッセージの具体例



コンプライアンス違反から生まれた利益は1円たりとも要らない。

利益とコンプライアンスが対立するような場合には、必ずコンプライアンスを優先する。

公正・自由な競争環境の下で創意を発揮することが事業の発展に資する。独占禁止法には受け身ではなく積極的に取り組もう。

2

自社の実情に応じた独占禁止法違反 リスクの評価とリスクに応じた対応

Point

独占禁止法コンプライアンスプログラムを、**リスクベースアプローチ**を用いて、
自社が直面している独占禁止法違反リスクに応じて適切にカスタマイズし、
真に実効的なものにしましょう。

リスクベースアプローチとは

- ✓ 企業の限られたリソース（予算、人員、設備など）をリスクが高い領域に重点的に配分する手法です。

独占禁止法違反リスクの識別

- ✓ 自社が独占禁止法違反行為に関与することとなる具体的なシナリオを想定し、
自社が直面している独占禁止法違反リスクを洗い出します。

リスクの分析・評価

- ✓ リスクの重要性を、リスクが発生する可能性とリスクが発生した場合の影響
の大きさの観点から分析・評価します。

リスクが発生する可能性 × リスクが発生した場合の影響の大きさ

- ✓ リスクが発生する可能性が高く、発生した場合の影響が大きいほど、重点的
で手厚い対応が必要です。

対応方針の決定

- ✓ リスクへの対応方針を、リスクの重要性に応じて検討します。
- ✓ 具体的には、発生する可能性が高く、発生した場合の影響が大きいリスクを
認識した場合、当該リスクを適切に管理するための施策として、それに応じ
た独占禁止法コンプライアンスプログラムの強化を検討します。

3

独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用

Point

- ✓ 独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続を、**社内規程・マニュアル等**として明確化した上で、**個々の役職員にもれなく浸透（理解）**させましょう。
- ✓ 内容の**定期的な見直し、アップデート**を行いましょう。

策定すべき社内規程・マニュアル等

社内規程等① 行動規範

- ✓ 自社が倫理的かつ誠実に事業活動を遂行するために自社に属する全役職員が最低限遵守しなければならない事項を定めましょう。
- ✓ 社外向けウェブサイト等で公表することで、独占禁止法コンプライアンスに積極的に取り組んでいることをアピールすることができます。

社内規程等② 独占禁止法コンプライアンス基本規程

- ✓ 独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用に係る基本方針・手続を包括的に定めましょう。具体的には、ガイド本体の各項目の整備・運用に関する事項を規定してください。
- ✓ 社内イントラネット等を活用して、個々の役職員が簡単にアクセスできるようにするとともに、社内研修等において分かりやすく解説するなどしましょう。

社内規程等③ 独占禁止法コンプライアンスマニュアル

- ✓ 独占禁止法コンプライアンスに関する知識や留意事項等を分かりやすく整理したマニュアルを作成しましょう。
- ✓ 自社の事業活動に即した形で具体例を挙げて記載するとともに、社内研修等で周知・啓発しましょう。

各種社内規程作成の際には、ガイド本体の該当ページ及び下記をご参照ください。

ガイド本体 [別紙1] https://www.jftc.go.jp/dk/250620_compliance_guidebesshi1.pdf

「独占禁止法コンプライアンスに関する社内規程・マニュアル等の策定・作成上のポイント」

4

組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分

Point

- ✓ 独占禁止法コンプライアンスの推進に係る各取組に関する責任を明確かつ体系的に整理した上で（**3線モデル**を参考にしましょう。）、各取組の担当部門・担当者に十分な権限とリソースを配分しましょう。
- ✓ 組織体制の全てを整備することができなくても、その趣旨を踏まえ、**自社の実情や独占禁止法違反リスクに応じて適切な規模の組織体制を整備**することを目指しましょう。

3線モデルとは

- ✓ 内部統制、ガバナンス及び全組織的なリスク管理に係る体制整備の考え方です。
- ✓ 以下は、3線モデルのイメージ図です。詳しくは、ガイド本体をご参照ください。



リスク



第1線 事業部門

日常的モニタリングを通じたリスク管理

第2線 リスク管理部門

部門横断的なリスク管理

- ・ コンプライアンス担当役員・責任者
- ・ コンプライアンス委員会
- ・ コンプライアンス所管部署・担当者

第3線 内部監査部門

独立的评价

適切に連携

取締役会・監査役等による監督・監視

5

企業グループとしての一体的な取組

Point

グループ単位での
一体的な
整備・運用

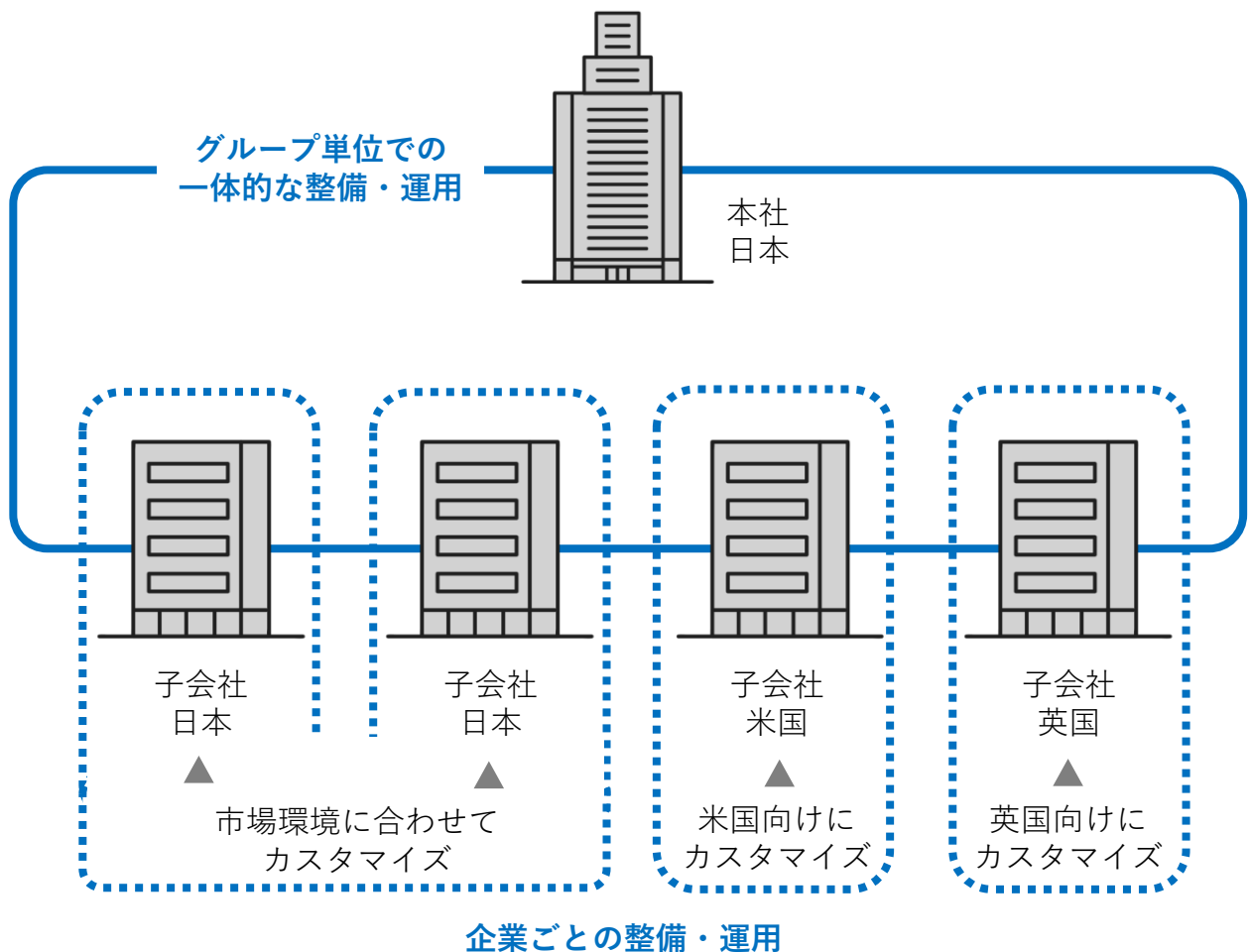
+

企業ごとの
整備・運用

独占禁止法コンプライアンスプログラムを**グループ単位で一体的に整備・運用**しましょう。

① 企業グループは、単一の経営目的を達成するために一体となって活動しているためです。

独占禁止法コンプライアンスプログラムを**企業グループに属する国内・海外の単体企業の所在国・地域の規制環境や市場環境等の実情に合わせて適切にカスタマイズ**するなどして、個別に整備・運用しましょう。



グローバル企業における取組の観点は、ガイド本体P37-38をご参照ください。

Ⅱ

違反行為を 未然に防止するための 具体的な施策



各項目に関して、さらに詳しい情報は、
各ページ最下部記載のガイド本体の該当ページをご参照ください。

1

競争事業者との接触に関する社内ルール の整備・運用

Point

✓ 競争事業者との接触に関する社内ルールの整備・運用を行いましょう。

日々の事業活動の中で役職員が独占禁止法違反につながり得る

- ① 行為を行う機会を減らす、あるいは、
そのような機会を適切に把握・管理するためです。



競争事業者と情報交換する行為の当否



独占禁止法上問題となるおそれのある行為の例

- ✓ 重要な競争手段である事項（価格、数量、顧客、販路等）について情報交換をする行為



独占禁止法上、通常、問題とならない行為の例

- ✓ 重要な競争手段である事項**以外**について情報交換をする行為

競争事業者と接触する際の留意点

- ✓ 競争事業者との接触・情報交換は、上記のとおり一律に禁止されるわけではありません。他方、独占禁止法違反行為（カルテル等）の未然防止という観点からは、何らかの社内ルールなく競争事業者の接触・情報交換を認めることは望ましくないと考えられます。
- ✓ そこで、次のような社内ルールを規定することが考えられます。

接触前	宣誓	✓ 独占禁止法に抵触する可能性のある行為について注意すべき旨を確認した上で、そのような行為を自ら行わないことや社内で定められたルールを遵守することを 宣誓 する。
	申請承認	✓ 接触の日時・場所・目的や相手方の所属部門・役職・氏名等について、上長やコンプライアンス所管部署の担当者に事前に 申請 し 承認 を得る。
接触時	問題発生時の対応	✓ 接触の相手方から独占禁止法上問題となり得る話題が持ち出された場合、これを話題としないことを 要求 し、要求が受け入れられない場合には 抗議 して 退席 する。
接触後	報告等	✓ 接触時にやり取りした内容及び接触時の事実関係の経過等を上長やコンプライアンス所管部署の担当者に事後的に 報告 する。 ✓ 申請・承認・報告等の証跡を 記録 として適切に保管・管理する。 ✓ 独占禁止法に関する 監査 等において、競争事業者との接触に関するルールの遵守状況を定期的に確認する。

2

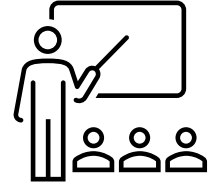
独占禁止法に関する社内研修の実施

Point

✓ 社内研修を実施しましょう。



独占禁止法コンプライアンスプログラムをきちんと機能させるためには、個々の役職員が独占禁止法コンプライアンスプログラムを自分事として捉えて心から納得し、その重要性をきちんと理解している必要があるためです。



研修実施時のポイント

企画

役職員の興味・関心を効果的に引き立て、心に残るような内容・形式にする

受講対象者、内容・形式、実施方法、実施時期・頻度等は、自社の実情や独占禁止法違反リスクに応じてカスタマイズ

実施

講師は、独占禁止法コンプライアンスに関して相応の知見・経験を有している人材が担当

研修の実施要領や資料、受講履歴等は、記録として適切に保管・管理

研修の最後に理解度テストを実施するなどして、役職員の理解度を確認

研修内容について疑問点・不明点がある場合、適宜担当者に質問できるようにする

見直し

研修後にアンケートを実施するなどして、研修の内容・形式等についてフィードバックを受ける

研修内容・形式等を定期的に見直し、アップデート

3

独占禁止法に関する相談体制の整備・運用

Point

✓ 工夫を凝らしながら、**相談体制の整備・運用**を行いましょう。

- ① マニュアルや研修だけでは現場従業員が自身の行動の適法性を判断するのは難しく、独占禁止法違反リスクや事業活動の萎縮を招く可能性があるためです。



相談体制の整備・運用のポイント

✓ 相談体制の整備・運用を行う際のポイントは以下の通りです。

1. 他者に相談しやすい文化・組織風土を醸成しましょう。
2. 窓口の**利便性**を向上させましょう。
3. 窓口の**認知度**を向上させましょう。
4. 窓口の**信頼度**を向上させましょう。
5. 相談に適切に対応するため**体制面**を工夫しましょう。

＼ご相談はぜひ公正取引委員会へ！／

- ✓ 公正取引委員会は、事業者や事業者団体が今後、自ら実施しようとしている具体的な取組に関する相談を受け付けています。
- ✓ 判断に迷う場合等には、ぜひ公正取引委員会にご相談ください。
- ✓ 相談窓口等は、30・31ページをご参照ください。



4

独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用

Point

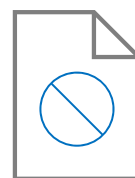
- ✓ 独占禁止法違反行為に関与した場合や独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見のための取組を不当に怠った場合に、**役職員が受ける可能性がある不利益を明確に示しましょう。**

個々の役職員に対して、以下の事項を動機付けるためです。

- ① ・ 独占禁止法違反行為に関与しないこと
- ・ 独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見のための取組に協力すること

懲戒ルール等の整備・運用のポイント

1. 独占禁止法違反行為に関与した場合や独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見のための取組を不当に怠ることが懲戒処分の対象となることを、**懲戒事由として明確に規定**しましょう。



2. 役職員に対して懲戒処分の対象となることを**周知**しましょう。



3. **透明性・客観性・公平性**を確保しましょう。

4. **インセンティブ制度**の導入について検討しましょう。

- インセンティブ制度とは、独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見のための取組への協力を役職員の利益に結び付ける制度です。
- 具体的な制度設計の例は、ガイド本体P57をご参照ください。

Ⅲ

違反行為を早期に発見し 的確な対応を採るための 具体的な施策

各項目に関して、さらに詳しい情報は、
各ページ最下部記載のガイド本体の該当ページをご参照ください。

1

独占禁止法に関する監査の実施

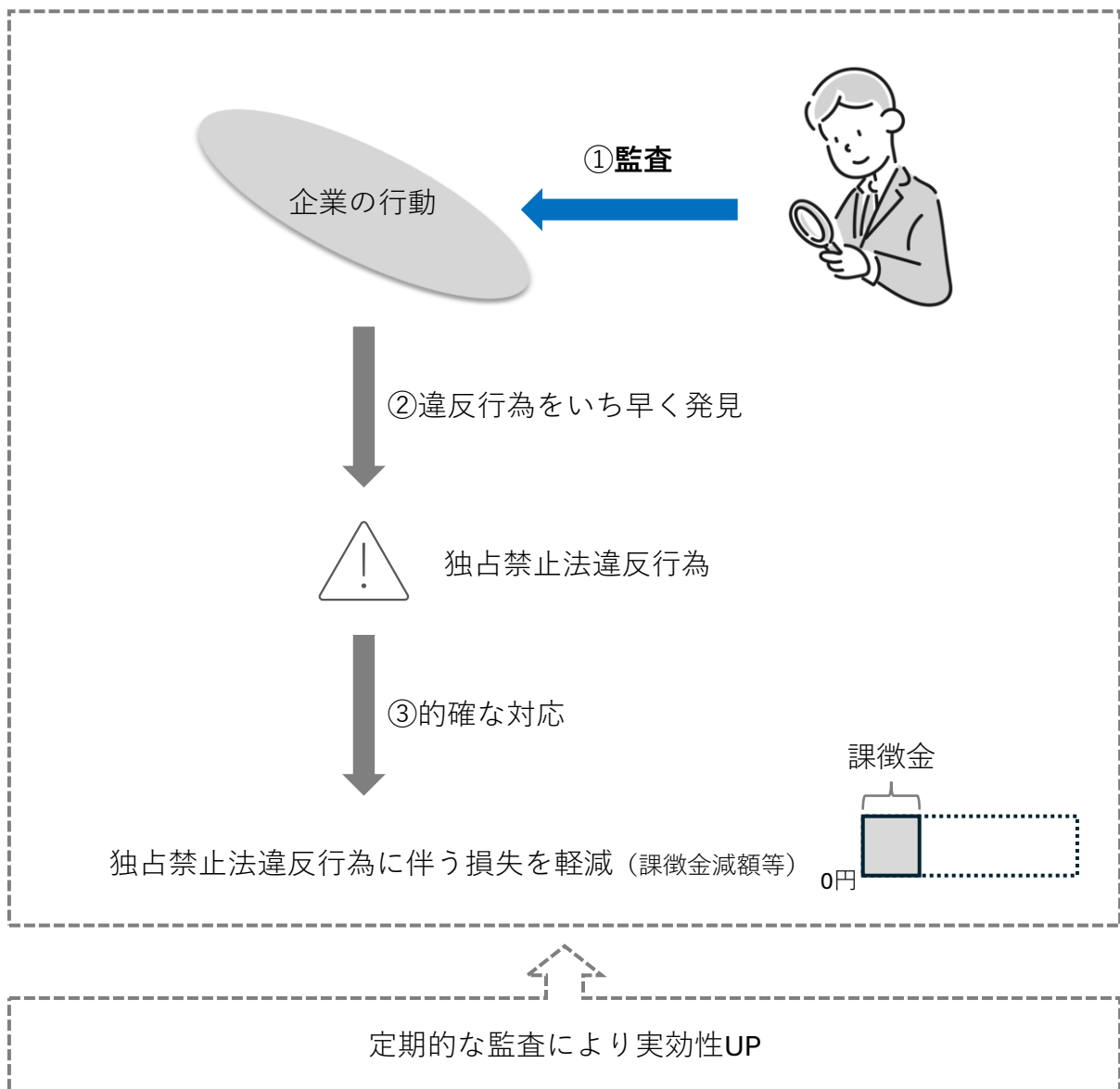
Point

✓ 独占禁止法に関する監査を定期的に行いましょう。

①

独占禁止法違反をいち早く発見し、適切な対応を採ることにより、
独占禁止法違反に伴う損失を軽減するためです。

監査の意義



2

内部通報制度の整備・運用

Point

✓ 内部通報制度を適切に整備・運用しましょう。

① その目的は以下の通りです。

早期
発見

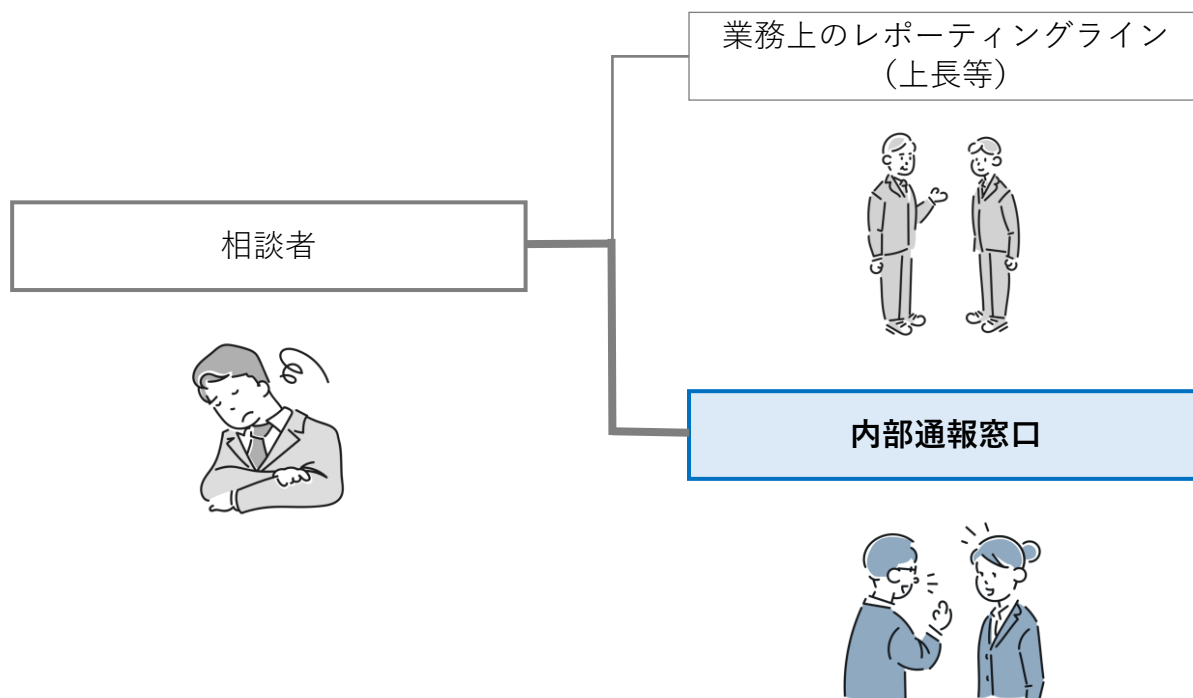
役職員が業務上のレポーティングラインでは報告困難な独占禁止法違反行為の事実を、不利益な取扱いを懸念せずに**早期**に企業に報告できるようにするためです。これにより、違反行為が放置されて企業が被る不利益が拡大することを防ぐことができます。

+

未然
防止

内部通報制度が実効的に整備・運用されることで、役職員が他の役職員からの内部通報を恐れて独占禁止法違反行為への関与を**思いとどまる**ことが期待できます。

内部通報窓口のイメージ



社内だけでなく、
社外の法律事務所等に窓口を設置し、
利便性を向上させる例もあります。

3

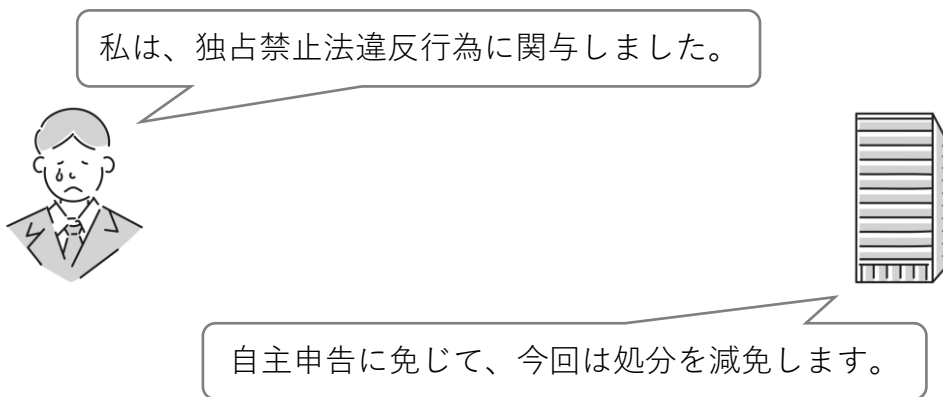
独占禁止法に関する 社内リニエンシー制度の導入

Point

- ✓ 社内リニエンシー制度の導入を検討しましょう。

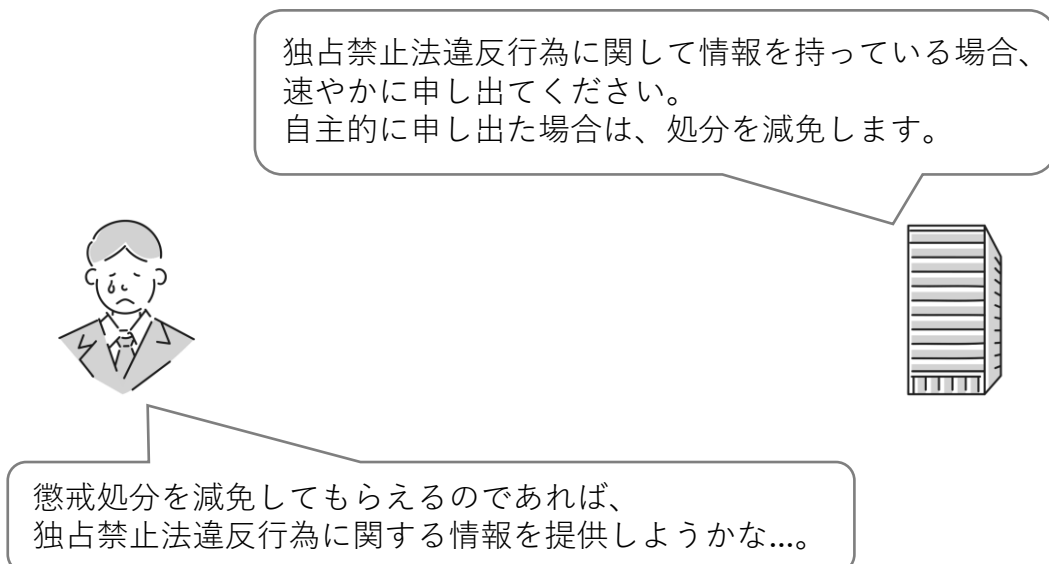
社内リニエンシー制度とは

- ✓ 独占禁止法違反行為への関与を自主的に申告し社内調査に協力した場合に懲戒処分の減免を認める制度です。



制度を導入する目的とは

- ✓ 独占禁止法違反行為に関する重要な情報を多数持ち合わせている役職員に自主的な申告及び社内調査への協力のインセンティブを付与するためです。



4

独占禁止法違反の疑いが生じた後の 的確な対応

Point

- ✓ 独占禁止法違反の疑いが生じた後の対応を迅速かつ的確に行いましょう。

独占禁止法に関する監査や内部通報等により、独占禁止法違反の疑いが生じた場合、企業の対応が後手に回れば回るほど独占禁止法違反によって企業が負担することとなる不利益を回避・低減することが困難になっていくためです。

対応の流れとポイントの概要

平時 対応

- ✓ 独占禁止法違反の疑いが生じた場合の体制や社内における報告ライン・報告手順、事実関係の社内調査等の担当部署又は担当者、課徴金減免制度及び調査協力減算制度の利用方法、公正取引委員会への相談方法等をマニュアルとして取りまとめ、関係者間で共有しておきましょう。
- ✓ マニュアルに沿った対応ができるよう、定期的にシミュレーションや訓練を実施しておきましょう。



独占禁止法違反の疑い発生

初動 対応

- ✓ 速やかに経営トップやコンプライアンス担当役員又は責任者等に報告の上、同人らの指示の下、迅速かつ適切に事実関係の調査を行い、公正取引委員会への課徴金減免申請や調査への協力に備えましょう。

全容 解明

- ✓ ほかにも独占禁止法違反行為が行われている可能性があるとの前提の下、社内調査を徹底的に行い、全容を解明し、膿を出し切りましょう。

再発 防止 措置

- ✓ 二度と独占禁止法違反行為が発生しないよう、徹底的に原因分析を行い、実効的な再発防止策を策定・実行しましょう。

IV

プログラムの 定期的な評価と アップデート

各項目に関して、さらに詳しい情報は、
各ページ最下部記載のガイド本体の該当ページをご参照ください。

プログラムの定期的な評価とアップデート

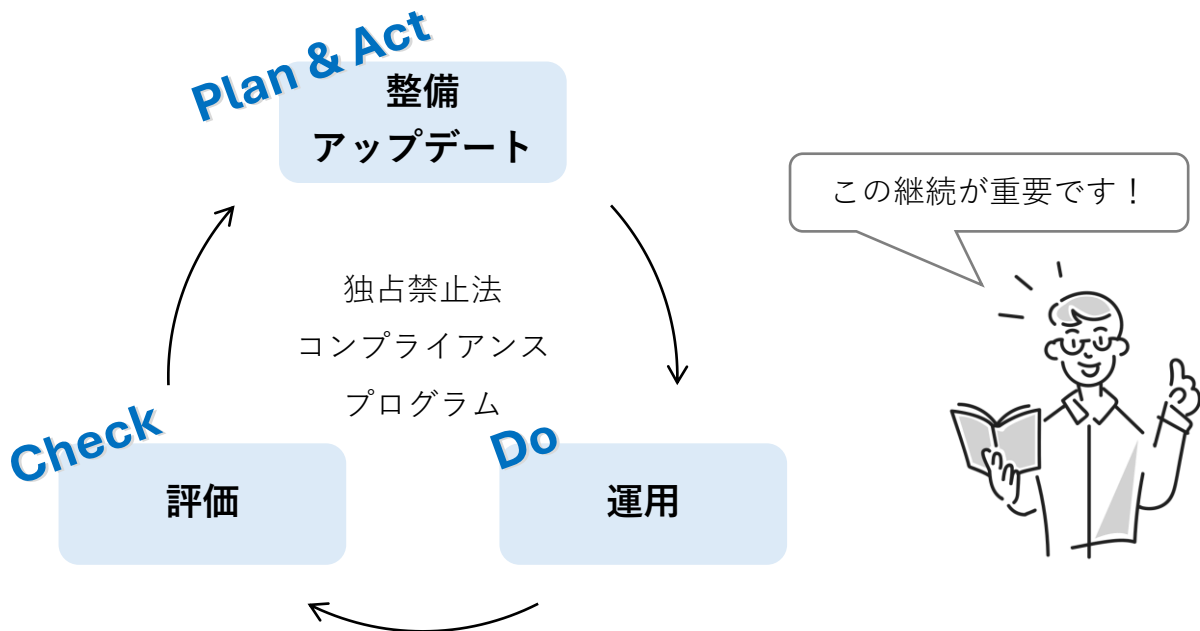
Point

- ✓ 独占禁止法コンプライアンスプログラムを真に実効的なものとするために、
- 日々の事業活動の中でプログラムをきちんと運用し、
 - プログラムの評価を通じてその実効性を定期的に確認し、
 - プログラムに改善すべき点があれば必要なアップデートを行い、
 - アップデートされたプログラムを更に運用していく、
- という**PDCA サイクル**を継続的に回し続けていきましょう。

独占禁止法違反リスクは、各企業の事業内容や業界慣行、競争事業者、規制環境の変化等によって時々刻々と変化し続けており、個々の役職員のコンプライ

① アンス意識も時の経過によって変化していきます。

このため、独占禁止法コンプライアンスプログラムは、一度整備すれば万全というものでは決してないからです。



お気軽にご相談ください！
相談窓口一覧



独占禁止法、取適法等に関し、ご相談のあるときは、
管轄区域の公正取引委員会（本局、地方事務所・支所）までお電話ください！

※ 下記電話番号は、本局、地方事務所・支所の代表番号又は総務課の直通番号です。
※ ご相談希望の法律名又はご相談先の部署がお分かりになる場合は、電話に出た者へ法律名又は部署名をお伝えください。

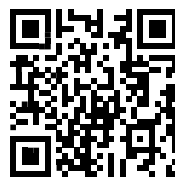
管轄区域	相談窓口	連絡先
茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・新潟県・山梨県 長野県	公正取引委員会 （本局）	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー 03-3581-5471
北海道	北海道事務所	〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 011-231-6300
青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県	東北事務所	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 022-225-7095
富山県・石川県・岐阜県 静岡県・愛知県・三重県	中部事務所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 052-961-9421
福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県	近畿中国四国事務所	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 06-6941-2173
鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県	近畿中国四国事務所 中国支所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 082-228-1501
徳島県・香川県 愛媛県・高知県	近畿中国四国事務所 四国支所	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 087-811-1750
福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県	九州事務所	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 092-431-5881
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局 総務部公正取引課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 098-866-0049

以下のような内容等をご相談いただけます。

相談内容例	相談対応部署 (本局)
ガイド本体、ミニガイドの記載内容に関する質問、 独占禁止法コンプライアンスについての一般的な相談	経済取引局総務課
独占禁止法についての一般的な相談	官房総務課
事業者・事業者団体が今後、自ら行おうとする商品・役務の取引、 知的財産の利用、共同事業等に係る活動についての相談	相談指導室
企業結合についての相談	企業結合課
取適法・優越的地位の濫用規制についての相談	企業取引課
フリーランス・事業者間取引適正化等法についての相談	フリーランス 取引適正化室
課徴金の減免に係る相談	課徴金減免管理官
スマホソフトウェア競争促進法についての相談	官房参事官 (デジタル担当)

インターネットでも、様々な情報を提供しています。
ぜひご利用ください。

公正取引委員会ウェブサイト
トップページ
<https://www.jftc.go.jp/>



公正取引委員会ホームページ
相談・申告・情報提供・手続等窓口
<https://www.jftc.go.jp/soudan/index.html>



公正取引委員会

検索





公正取引委員会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー

Tel03-3581-5471 <https://www.jftc.go.jp/>

本資料に含まれる一部の画像・イラスト等の著作権は、それぞれの権利者に帰属します。